3 「困ったな」「つらいな」どうしよう？

「困ったな」「つらいな」と なやんだときは、お父さんやお母さん、学校の先生など まわりの大人に おしえてね。

また、糸島市は、みんなの「困ったな」「つらいな」を 相談できる ところを 令和7年4月からつくります。いつでもすぐ相談してね。

こども相談窓口

場所 〒819-1117 糸島市前原西1-1-2

相談方法 相談方法は4種類あります。
相談しやすい方法でみなさんの「困った」を聞かせてください。

❶ 電話で相談する ☎ 092-332-2140
❷「こどもの総合相談窓口」で相談する
❸ 手紙で相談する
❹ パソコン、スマートフォン、タブレットで相談する

※上のコードを よみとってください

発行：糸島市子ども教育部 子育て支援課（☎ 092-332-2095）

令和7年2月発行

＼知ろう！ひろげよう！／

糸島市こどもの権利条例

全てのこどもとともに、オール糸島で『こどもにやさしいまちづくり』！

「人として当たり前のこと」「していいこと」「してもらえること」を**権利**といいます。全ての人間は、生まれたときから ひとりの人間として**権利**を持っています。

みなさんは、ひとりの人間として大切にされ幸せに成長していく**こどもの権利**を持っているのです。

この**権利**を守るため、こどもや周りの大人たちが、**こどもの権利**をきちんと知り、広げ、守っていくことが必要です。

そこで、**こどもの権利**を守るための糸島市のこどもと大人の約束として、「糸島市こどもの権利条例」をつくりました。

糸島市こどもの権利条例
糸島市ホームページへ

糸島市

1 「こどもの権利」ってなんだろう？

こどもは、たくさんの**権利**をもっています。大切な**こどもの権利**を守るためにつくった「糸島市こどもの権利条例」では、**こどもの権利**のなかでも次の５つを大切な**権利**としています。

休んだり、遊んだり、いろいろな活動ができる権利

・休んだり、遊んだり、スポーツをしたり、芸術などの活動ができます。

いのちが守られ、自分らしく育つ権利

・安全に安心して暮らせます。
・教育を受けられます。
・いじめられたり、暴力をうけたりしません。

考えを表したり、参加することができる権利

・自分の考えや気持ちを自分なりのやり方で伝えることができ、大切にされます。
・自分のことを決める場に参加することができます。

差別されない権利

・人種、見た目、性別、障がい、学校の成績、年齢、生まれた場所などの理由で差別されることなく、守られます。

こどもにとって何が良いことかを考えてもらえる権利

・こどもに関係があることをするときには、「何がこどもにとって一番良いことか」を何よりも先に考えてもらうことができます。

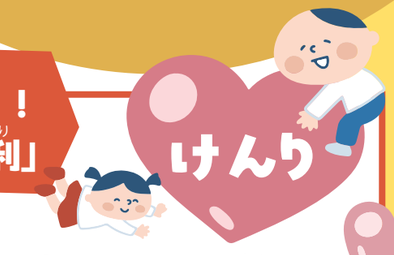

考えてみよう！「こどもの権利」

こどもの権利は、生まれたときから全てのこどもが持っている大切なものですが、『権利』と『わがまま』は違います。

例えば、遊ぶ権利があるからといって、道路の真ん中で遊んで良いわけではありません。

また、考えを表す権利があるからといって、相手をきずつける言葉をいって良いわけではないのです。

「こどもの権利」は、あなただけがもつものではありません。他の人と権利がぶつかったときは、話し合いなどでお互いの考えを調整する必要があります。

こどもの権利は、一人だけでなく、全てのこどもにとって大切であり、お互いに尊重すべきものです。

2 「こどもの権利」を守るために大人がやること

大人は大切な「こどもの権利」を守ります

保護者（家族など）

・こどもが愛されて育つ環境をつくります。
・こどもが自分の考えで成長できるよう支援します。
・こどもが安心して遊んだり、学んだりして成長できるような環境をつくります。

地域の大人たち

・まち全体で、こどもを見守り、支えます。
・こどもの権利を大切にする大人を増やし、こどもが暮らしやすいまちづくりに協力します。

糸島市

・こどもにやさしいまちになるよう、こどものための計画をつくります。
・こどもの計画には、こどもの考えを反映します。
・大人が約束を守れるよう支援します。
・こどもの権利が広く理解されるよう支援します。

学校、保育所、幼稚園などの人たち

・安心して過ごす場をつくります。
・自分と同じように、自分以外の人を大切にするよう学ぶ場をつくります。
・学校などのしくみなどについて、こどもの意見を聞きます。
・困っているこどもが安心して過ごしたり、学べるよう他の人たちと協力します。

会社などの人たち

・こどもと子育てをする大人を応援します。
・こどもを育てている人が働きやすい会社にします。